



保医発 1228 第 2 号
平成 30 年 12 月 28 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

厚生労働省保険局医療課長
（公 印 省 略）

妊婦加算の取扱いについて

本日、診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成30年厚生労働省告示第432号）が告示され、平成31年1月1日より適用されることとなったところで
す。

改正の内容は下記のとおりですので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の
保険医療機関及び審査支払機関等に対し、周知徹底をお願いいたします。

記

診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療
報酬点数表第 1 章区分番号 A 0 0 0 に掲げる初診料の注 7（妊婦に対して初診
を行った場合に限る。）、注 10 及び注 11、区分番号 A 0 0 1 に掲げる再診料の注
5（妊婦に対して再診を行った場合に限る。）、注 15 及び注 16 並びに区分番号
A 0 0 2 に掲げる外来診療料の注 8（妊婦に対して再診を行った場合に限る。）、
注 10 及び注 11 に規定する加算については、平成 31 年 1 月 1 日から別に厚生労
働大臣が定める日（現時点では定められていない。）までは算定できないことと
すること。なお、当該加算の算定については、平成 30 年 12 月 31 日まで、なお
従前の例によること。